

川内村における特定避難勧奨地点の解除について

平成24年12月14日
原子力災害現地対策本部

平成23年6月16日付け「事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される特定の地点への対応について」（原子力災害対策本部）に基づき、下記の地区の住居については、平成23年8月3日に「特定避難勧奨地点」に設定しました。

今般、モニタリングを行った結果、当該地点の解除後1年間の積算線量が20mSv以下となることが確実であることを確認できたため、平成24年3月30日の原子力災害対策本部決定に基づき、「特定避難勧奨地点」を解除いたします。

記

川内村大字下川内字三ツ石・勝追の一部 1地点（1世帯）

合計 1地点（1世帯）

以上